

令和6年度 指定管理業務(PMO型)評価票

服部緑地	【指定管理者】 服部緑地スマイルパートナーズ	【指定期間】 令和5年4月1日 ~ 令和25年3月31日	【所管課】 池田土木事務所 都市みどり課
------	---------------------------	---------------------------------	-------------------------

【管理状況(概観)】 ○施設の設置目的に沿い、概ね適切に公園を運営した。 ○施設の維持管理は概ね良好であったが、施設の安全管理やトラブルの未然防止に一部不備があった。 ○施設の維持管理は良好で、特に、樹木管理に関しては良好な管理を行った。 ○飛石により器物を損傷する事故を発生させたが、その後、研修等を行い改善が図られている。 ○利用者満足度調査の全体的な満足度については概ね良好であり、管理体制については人員を増やすなど是正が図られた。 ○管理業務を遂行するうえで、財政基盤および管理体制について問題はみられなかった。

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価		施設所管課の評価		【服部緑地】 評価委員会の指摘・提言 ※事務局コメント案
			評価 (S~C)		評価 (S~C)	

I 提案の履行状況に関する項目

(1)施設の設置目的及び管理方針	管理に関する基本的な考え方に沿った管理運営が出来たか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(2)平等利用を図るための具体的手法・効果	平等利用に努めたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	公園利用者の利便性の向上がなされたか(応募時に提案した利用者増加のための工夫がなされたか、魅力的なプログラムに取り組んだか。スポーツ施設等の稼働状況を踏まえた、今後の運営への反映に取り組まれているか。) ※公園を特徴づける有料施設等の稼働率の確認。 ※来園者数の確認。 ※イベント等の実施回数及びイベント等の参加者数の確認。 ※連携による利用促進がなされたか(該当公園のみ) ※駐車場の利用促進がなされたか(該当公園のみ)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果	●収益事業の実施状況 応募時に提案した収益事業に取り組んでいるか、また、その実施状況について確認。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	●魅力向上事業の実施状況 ・施設整備、運営管理の実施状況 ・地域との連携状況 ・広報の実施状況 ・実施状況(スケジュールの進捗状況) ・公園施設として適切に機能していたか	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	トラブルの未然防止や、発生した際の処理方針、今後の管理への反映がなされたか(接客等の職員研修の実施状況、苦情件数や対応処置の記録についての確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(4)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	草地管理、芝生地管理、樹木管理、花壇管理について、良好な管理を行ったか(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。利用や景観への配慮がなされているかの確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(4)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	●長期的な視点に基づいて適切な植物管理を行ったか。 【評価の視点】 ・生育ステージに応じた管理計画の設定 ・計画に沿った管理の実施及びフィードバック 【取り組み内容】 服部緑地近接市道、府道の危険木、危険枝、支障枝について	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	園内清掃について、良好な管理を行ったか(頻度・時期及び技術について確認。利用や美観への配慮がなされているかの確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	プールの運営、維持管理について、良好な管理を行ったか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	運動施設について、良好な管理を行ったか(頻度および技術について確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(4)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	特殊庭園について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	重要公園施設について、良好な管理・運営を行ったか。	該当なし				

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価		【服部緑地】 評価委員会の指摘・提言 ※事務局コメント案
			評価 (S~C)	評価 (S~C)	
(4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	管理対象外施設である海岸管理者との連携や海岸利用者について応募時の提案を実施できたか。	該当なし			
	自然環境の維持創出、自然環境学習の取組について応募時の提案を実施できたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A
	利用者の安全確保対策の具体的方策(日常巡視や定期点検、瑕疵の早期発見、事故の未然防止及び早期対応、衛生管理や防犯対策などが適格に実施できたか。適正なタイミング・手法の補修が実施されたか。予防保全となる対応について確認。転石や危険木等の対応など山麓部特有の安全管理について応募時の提案を実施されたか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A
	危機管理体制(非常時対応について、訓練や研修を実施したか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A
(5) 府政策との整合	応募時の提案を実施できたか。 ①府公共事業への協力 ②就労支援 ③障がい者雇用率 ④知的障がい者の継続雇用 ⑤府民参加・NPOとの協働⑥環境問題	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A

II さらなるサービスの向上に関する事項

(1) 利用者満足度調査等	アンケート結果はどうであったか。これを受けてより満足度を向上させるために、どのように取り組むか。	アンケート結果、総合評価は前年より0.12上昇したが、便所清掃の改善が課題となった。満足度向上のため、令和5年度中に開業した店舗の継続営業、ホームページ等広報媒体の改善に取り組んできたが、今後はベンチ等休息施設の増設、更なるイベント増に向けた関係団体との協議を進め、便所清掃は重点課題として対応していく。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
	前年度のアンケート結果に対して、より満足度を向上させるために、どのような取組を行ったか。	前年度のアンケート結果を基に、満足度向上のために様々な取り組みを実施した。具体的には、草刈り作業の頻回化、便所清掃も週3回に人員を増員した。また、高齢者や障がい者配慮として、陸上競技場のバリアフリー化や案内看板の改善を行った。さらに、新たなイベントの開催や情報発信の強化に取り組んでおり、新イベントは来園者からの好評を得ている。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(2) その他創意工夫	提案した事項以外に行った業務があるか。	東中央広場での迷惑駐輪対策や夜間火気使用禁止、犬のノーリード禁止を実施し、クレームや夜間の火気使用が減少した。今後は東中央広場の駐輪データ収集を継続する。	S	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿って管理・運営をするとともに、提案以上の取り組みを実施した。 東中央広場を中心とした放置自転車対策及び夜間火気使用禁止ルールの徹底、通行規制を伴う広範囲でのマツの剪定作業については、根気強く利用者への周知活動を実施し、豊中市をはじめとする関係機関との協議を継続してきたことから、高く評価できる。	S	施設所管課評価は適正である。 放置自転車対策及び夜間火気使用禁止ルールの徹底、通行規制を伴う広範囲での剪定作業については、根気強く利用者への周知活動を実施し、関係機関との協議を継続してきたものであり、いずれも大きな成果であると考えられる。

III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目

(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の程度	収支は予定どおりか。支出超過、収入不足となっていないか。支出計画に沿った支出配分がなされているか。	社会情勢の変化により光熱費、人件費等の項目で経費増となり支出超過となっている。魅力向上事業の遅れの影響もあるが、公園全体の収益では開業済み施設を中心に収益向上を図る。	A	維持管理費の支出超過が認められ、改善傾向にあるとは言えないが、魅力向上施設が全て完成しておらず、予算不足により事業が実施されない事態も発生していないことから、注視に留めるべきものと評価する。	A	施設所管課評価は適正である。
(2) 安定的な運営が可能となる人的能力	管理体制表及び職員配置計画(応募時に示した管理体制を構築したか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理体制及び職員体制を構築した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	
	必置技術者等の配置(技術者を配置したか。)	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に必置技術者等を配置した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	
	労働災害等未然防止のための管理運営(外注・下請を含む職員の労働災害や維持管理業務に起因する来園者事故など公衆災害の発生はなかったか。また、従業員への安全教育・訓練の実施状況について確認。)	管理瑕疵による事故が2件、労働災害が2件、公衆災害が4件発生した。公衆災害3件は、大阪府から提供された既存図面に未記載であったことに起因するが、これを受け、危険予知を含め安全意識向上のため、朝礼・セルフモニタリング会議・その他ミーティング等にて安全は全てに優先することを繰り返し周知意識向上に努める。	C	事業実施計画書に示した事項が実施できていない。令和6年度に労働災害が2件、公衆災害(物損)が4件発生した。また、公衆災害(物損)のうち1件は、大阪府への事故発生報告が6日後であった。	C	施設所管課評価は適正である。 労働災害が2件、公衆災害が4件発生したことだけでなく、事故発生後の大阪府への報告が遅れたことを重く受け止め、昨年度に引き続き再発防止に向けた安全対策の見直し・強化、従業員研修等について適切に実施されることを期待する。
(3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤	法人等の経営状況(経営状況に問題は無いのか。指定管理業務の継続に影響を与えないか。)	【実績】 指定管理の継続に影響するような事象はなし。 【評価】 経営状況問題なし。	A	経営状況に問題はない。	A	施設所管課評価は適正である。 構成団体の財政状態は良好である。

令和6年度 指定管理業務【魅力向上】 評価別票

服部緑地	【指定管理者】 服部緑地スマイルパートナーズ	【指定期間】 令和5年4月1日 ~ 令和25年3月31日	【所管課】 池田土木事務所 都市みどり課
------	---------------------------	---------------------------------	-------------------------

【管理状況(概観)】
・府による指定管理業務の評価の概観を記載。

評価項目	評価基準 (内容)	指定管理者の 自己評価		施設所管課の評価		【服部緑地】 評価委員会の指摘・提言
		評価 (S~C)	評価 (S~C)			

IV 魅力向上事業の実施状況に関する項目

(1) 施設整備、運営管理の実施状況	○利用者目線を踏まえた運営に努めたか。 ○公園の賑わい空間の創出や、活性化に繋がるイベント・プログラム等の実施に努めたか。 ○新たな公園利用者を呼び込む工夫に努めたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(2) 地域との連携状況	○周辺地域の多様な団体等と連携し、地域の活性化や地域全体の集客力強化につながる取組の実施に努めたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(3) 広報の実施状況	○公園における魅力向上の取り組みを広く周知するプロモーション活動の実施に努めたか。 ○他施設との連携したプロモーション活動の実施に努めたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
(4) 実施状況(スケジュールの進捗状況)	○提案された施設等の設計及び施工が計画通り進んでいるか。 ○園内の飲食・物販等サービス提供を計画通り開始したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・西中央広場カフェ: スターバックスR6年1月開業。 ・第1駐車場売店: ローソンR6年2月開業。 ・BBQ場売店: R6年3月開業。 ・フットサルコート: R6年4月開業。 ・メイブーム改修: レストランSasa: R6年7月開業。 ・体験型農業へ変更: R6年3月5月6月9月11月(苗圃で実施)。 ・温浴施設: R6年8月より工事着工: R8年度開業予定。 ・ノルディックウォーキングコース: R7年度開業予定。 ・円形花壇: 改修工事R7年1月着工3月完了。 ・レストハウス: R6年11月解体完了。 ・スケボーパーク: R7年1月着工3月竣工。 ・緑道カフェ: 近隣住民のご意見を受け計画見直し中。 	A	事業実施計画書に示した事項が一部実施できていない。レストハウスの開業が令和7年度上半期へ後ろ倒しとなっており、一部、実施されていない。	B	施設所管課評価は適正である。実施計画書に示した事項についてスケジュールや内容が一部達成できていないため、改善が必要である。
(5) 公園施設として適切に機能していたか	○都市公園として必要な機能を確保するために、占用面積等逸脱した営業を行わないよう、各施設の管理運営に努めたか。	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。	A	施設所管課評価は適正である。
上記各項目の取りまとめ評価		A	A	A	A	

【取りまとめ評価基準】

S(項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない)

A(項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない)

B(S・A・C以外)

C(項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による

是正指示を複数回行う等、特に認める場合)